

国住指第 1240 号  
令和 3 年 6 月 30 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準  
を定める件等の一部を改正する告示等について

駐車場屋根置き太陽光発電設備（太陽光発電設備を屋根に設置した自動車車庫をいう。いわゆるソーラーカーポート。）については、規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）（別紙）において、「太陽光パネルのコストダウンが進みカーポートの屋根に敷設する太陽光発電設備の導入が進みつつある中、カーポートに多く用いられているアルミニウム合金造の小規模な建築物を、建築確認の審査時における構造基準についての審査省略制度の対象に追加する措置を講ずる」こと及び「コスト削減のため、コンクリート基礎を用いない杭基礎一体型の駐車場屋根置き太陽光発電設備が新たに開発されたが、自治体によってはこの新規工法の解釈が明確でなかったため、杭と基礎が一体化した杭基礎工法であっても建築基準法上の基礎に該当する旨を、通知を発出し明確化する措置を講ずる。なお、基礎の構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては基準に適合するものである旨も、併せて通知を発出し明確化する措置を講ずる」こととされた。

今般、駐車場屋根置き太陽光発電設備の設置実績を踏まえ、「アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件」（平成 14 年国土交通省告示第 410 号。以下「告示第 410 号」という。）及び「建築基準法施行令第 10 条第三号ロ及び第四号ロの国土交通大臣の指定する基準を定める件」（平成 19 年国土交通省告示第 1119 号。以下「告示第 1119 号」という。）の一部を改正する告示を本日付で公布・施行したので、その運用等について下記のとおり通知する。併せて、駐車場屋根置き太陽光発電設備で用いられる基礎の工法についても、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

## 記

### 1. 告示第 410 号及び告示第 1119 号の運用について

駐車場屋根置き太陽光発電設備に多く用いられているアルミニウム合金造の建築物は、改正前の告示第 410 号第 1 の規定により、延べ面積が 50 m<sup>2</sup>を超える場合は、構造計算によって安全性を確かめることとされてきた。また、告示第 410 号第 4 第 3 号イ及びロに定める埋込み形式柱脚に係る仕様規定は、告示第 410 号第 10 の規定に基づいて安全性を確かめた場合を除き、適用除外とすることができなかった。さらに、アルミニウム合金造の建築物に係る仕様規定（告示第 410 号第 1 から第 8 まで）は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条の 4 の規定に基づく建築物の建築に関する確認の特例の対象となっていなかった。

今般、駐車場屋根置き太陽光発電設備の設置実績を踏まえ、告示第 410 号及び告示第 1119 号の一部を改正し、次のとおり小規模なアルミニウム合金造の建築物に係る構造基準の合理化を図ることとする。

- ・アルミニウム合金造の建築物は、延べ面積 200 m<sup>2</sup>以下まで構造計算により安全性を確かめることを要しないものとした。
- ・アルミニウム合金造の建築物の埋込み形式柱脚に係る仕様規定については、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 82 条第 1 号から第 3 号までに定める構造計算により安全性が確かめられた場合は、適用しないこと。
- ・アルミニウム合金造の建築物等の仕様規定（告示第 410 号第 1 から第 8 まで）については、建築士の設計に係る小規模建築物（平屋かつ延べ面積 200 m<sup>2</sup>以下）の場合、建築確認等における審査を省略すること。

### 2. 駐車場屋根置き太陽光発電設備で用いられる基礎の工法について

鋼管等を地盤に打ち込み、地盤面より上の部分を柱として使用する工法を用いて設置したものについては、次のとおり取り扱われるようご留意頂きたい。

鋼管等のうち地盤面より下の部分については、令第 38 条の基礎に該当し、同条第 3 項の規定に基づく「建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1347 号）第 1 の仕様規定に適合するか、同条第 4 項の規定に基づく同告示第 2 の規定によって構造計算を行い、構造耐力上安全であることを確かめることで、同条に適合することとしてよい。

当該柱の脚部については、令第 66 条の規定に基づく「鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1456 号）又は告示第 410 号の埋込み形式柱脚に該当し、これらの告示の仕様規定に適合するか、令第 82 条第 1 号から第 3 号までに定める構造計算を行い構造耐力上安全であることを確かめることで、同条に適合することとしてよい。

「規制改革実施計画」(抄)  
(令和3年6月18日 閣議決定)

## II 分野別実施事項

## 4. グリーン(再生可能エネルギー等)

## (11) 建築基準法や電気事業法等に係る保安・安全規制等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
51	駐車場屋根置き太陽光発電設備の促進に向けた、アルミニウム合金造の建築物に係る手続きの緩和	太陽光パネルのコストダウンが進みカーポートの屋根に敷設する太陽光発電設備の導入が進みつつある中、カーポートに多く用いられているアルミニウム合金造の小規模な建築物を、建築確認の審査時における構造基準についての審査省略制度の対象に追加する措置を講ずる。	令和3年7月措置	国土交通省
52	駐車場屋根置き太陽光発電設備の促進に向けた、杭基礎一体工法の解釈の明確化	コスト削減のため、コンクリート基礎を用いない杭基礎一体型の駐車場屋根置き太陽光発電設備が新たに開発されたが、自治体によってはこの新規工法の解釈が明確でなかったため、杭と基礎が一体化した杭基礎工法であっても建築基準法上の基礎に該当する旨を、通知を発出し明確化する措置を講ずる。なお、基礎の構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては基準に適合するものである旨も、併せて通知を発出し明確化する措置を講ずる。	令和3年7月措置	国土交通省

○国土交通省告示第七百五十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第二号の規定に基づき、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百十号）の一部を次のように改正する。

令和三年六月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一 適用の範囲</p> <p>アルミニウム合金造の建築物は、延べ面積を二百平方メートル以下としなければならない。ただし、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分について次のいずれかに該当する構造方法とした場合は、この限りでない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>第四 柱の脚部</p> <p>構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、次に定めるところにより基礎に緊結しなければならない。ただし、滑節構造である場合においては、この限りでない。</p> <p>一 露出形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。ただし、イ及びニからへまでの規定は、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算によって安全性が確かめられた場合には、適用しない。</p> <p>イ～へ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 埋込み形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算によって安全性が確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 埋込み部分のアルミニウム合金部材に対するコンクリートのかぶり厚さがアルミニウム合金材の柱幅以上であること。</p>	<p>第一 適用の範囲</p> <p>アルミニウム合金造の建築物は、延べ面積を五十平方メートル以下としなければならない。ただし、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分について次のいずれかに該当する構造方法とした場合は、この限りでない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>第四 柱の脚部</p> <p>構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、次に定めるところにより基礎に緊結しなければならない。ただし、滑節構造である場合においては、この限りでない。</p> <p>一 露出形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。ただし、イ及びニからへまでの規定は、建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算によって安全性が確かめられた場合には、適用しない。</p> <p>イ～へ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 埋込み形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 埋込み部分のアルミニウム合金部材に対するコンクリートのかぶり厚さがアルミニウム合金材の柱幅以上であること。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって安全性が確かめられた場合においては、この限りでない。</p>
第五 接合	第五 接合

構造耐力上主要な部分であるアルミニウム合金材の接合は、高力ボルト接合（溶融亜鉛めつき高力ボルトを用いたものに限る。以下同じ。）又はリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）によらなければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物に該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に定める接合によることができる。

一 接合部からの距離が二十五ミリメートル以内のアルミニウム合金材の部分又は接合部の実況に応じた試験によつて加熱の影響により強度及び剛性の低下が生じるアルミニウム合金材の部分について、令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によつて安全性が確かめられた建築物又は第一第二号若しくは第三号に該当する建築物（平成十三年国土交通省告示第千二十四号第三第七号に定める溶接部の基準強度を用いた場合に限る。） 溶接、摩擦圧接又は摩擦攪拌による接合（摩擦圧接又は摩擦攪拌による接合とする場合は、接合部分の実況に応じた一方向又は繰り返し加力実験によつて高力ボルト又はリベット接合と同等以上に存在応力を伝えることができるものであることが確認されたものに限る。）

二 (略)

2・3 (略)

構造耐力上主要な部分であるアルミニウム合金材の接合は、高力ボルト接合（溶融亜鉛めつき高力ボルトを用いたものに限る。以下同じ。）又はリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）によらなければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物に該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に定める接合によることができる。

一 接合部からの距離が二十五ミリメートル以内のアルミニウム合金材の部分又は接合部の実況に応じた試験によつて加熱の影響により強度及び剛性の低下が生じるアルミニウム合金材の部分について、令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によつて安全性が確かめられた建築物若しくは第一第二号又は第三号に該当する建築物（平成十三年国土交通省告示第千二十四号第三第七号に定める溶接部の基準強度を用いた場合に限る。） 溶接、摩擦圧接又は摩擦攪拌による接合（摩擦圧接及び摩擦攪拌による接合とする場合は、接合部分の実況に応じた一方向又は繰り返し加力実験によつて高力ボルト又はリベット接合と同等以上に存在応力を伝えることができるものであることが確認されたものに限る。）

二 (略)

2・3 (略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。